

# 所沢市北中ふるさとの緑の景観地保全計画〈公表版〉

平成26年3月決定

## 1 景観地の概要

所沢市北中ふるさとの緑の景観地は、県南部の武蔵野台地の西寄りにあり、台地上の平坦な地形に位置している。

ここは、所沢市・狭山市境に広がるアカマツ、コナラ、エゴノキなどで構成される典型的な武蔵野の雑木林である。

市街地に隣接して樹林が大規模に広がり、県内でも希少な地域である。

また、所沢市みどりの基本計画では、東狭山ヶ丘周辺保全配慮地区として、みどりの保全を積極的に推進していく地区としている。

## 2 自然環境等

この景観地は狭山市水野ふるさとの緑の景観地に隣接しており、広範囲にわたって樹林地が占め、周辺を畑地、住宅地に囲まれている。

植生はクヌギ・コナラ群落、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林、シラカシ群落、陽性低木林となっている。

鳥類はヒヨドリ、ハシブトガラスが確認された。

両生類はアマガエル、爬虫類ではカナヘビ、哺乳類ではアズマモグラが確認された。

## 3 景観地指定後の状況

この景観地は、平成8年度に9.82haの指定が行われ、以降3回の追加指定（平成9年度0.61ha、平成11年度0.49ha、平成23年度6.51ha）を経て、合計17.43haの指定面積となっている。

緑被状況の経年変化を見ると、樹林地は平成2年度の10.92haから平成20年度には10.91haとなっており、ほぼ横ばいの状態にある。

景観地の緑を保全するため、平成22年度に県及び所沢市において実施した「身近な緑公有地化事業」により約0.41haの公有地化を行った。また、その他に所沢市が取得した緑地があり、合計で約1.51haが公有地として保全されている。

土地所有者と埼玉県で締結している「緑の管理協定」については、平成24年度末で12.41haとなっており、公有地と合わせた保全面積は13.92haとなっている。

## 4 保全及び管理の方針

### (1) 緑地の保全

「自然環境保全機能」、「景観形成機能」、「ふれあい提供機能」、「防災・環境負荷軽減機能」など緑地が有する機能が十分に発揮されるよう、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された貴重な緑地を保全していく。

#### 【手法の例示】

- ・ **ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付**  
土地所有者による緑地の保全管理を支援するため、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付を継続する。
- ・ **保全する緑地の公有地化**  
緊急に緑地を保全しなければならない場合には、県と市が協力して行う身近な緑地公有地化事業の活用を検討する。
- ・ **希少野生生物の保全**  
豊かな自然環境を保全するため、定期的にモニタリング調査等を実施し、希少野生生物の生息状況の把握に努める。

### (2) 緑の再生・維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取組を行うとともに、住民と行政等との協働による萌芽更新や下草刈り、清掃など樹林地の再生を図る取組を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなどを、関係機関と連携を図りながら実施していく。

#### 【手法の例示】

- ・ **市民団体等との連携**  
適切な維持管理を行っていくために住民やNPO、事業者等さまざまな人、組織が気軽に参加できる緑化活動を支援する。
- ・ **パートナー制度の活用**  
公有地は、ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例に基づく「みどりのパートナー」による保全管理を進めていく。
- ・ **協定制度等の活用**  
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「市民管理協定制度（里の山守制度）」の活用や都市緑地法に基づく「緑地協定制度」、「市民緑地制度」の活用を検討する。
- ・ **維持管理に伴う支援**

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「里の山守制度」を活用した景観地の維持管理事業の支援を行う。

- ・ **ゴミ投棄等への対応**

景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。

- ・ **緑のリサイクル**

樹林地の管理に伴い生じる枝葉等を、雑木林を利用して堆肥とするなど、農とのつながりの中から自然を保全する仕組みづくりを検討する。

- ・ **普及啓発**

景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、市民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

### **(3) 緑との共生**

地域住民の共有財産である当地域の貴重な歴史的・文化的財産を次世代へ継承していくため、緑地や施設を環境教育の場、普及啓発の拠点として利用するとともに、地域資源として活用を図る。

#### **【手法の例示】**

- ・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施**

市民団体等との連携とあわせて、小中学校や子供会による自然観察会などの環境学習の場として活用し、緑の大切さを次世代に引き継いでいく。

- ・ **緑の観光資源としての活用**

当該景観地を含めた周辺の緑を、人と自然、地域の調和と活力を生み出す緑としてとらえ、公園や社寺境内地などの施設緑地等とともに緑の観光資源としての活用を検討する。

- ・ **ゴミ投棄等への対応（再掲）**

景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。

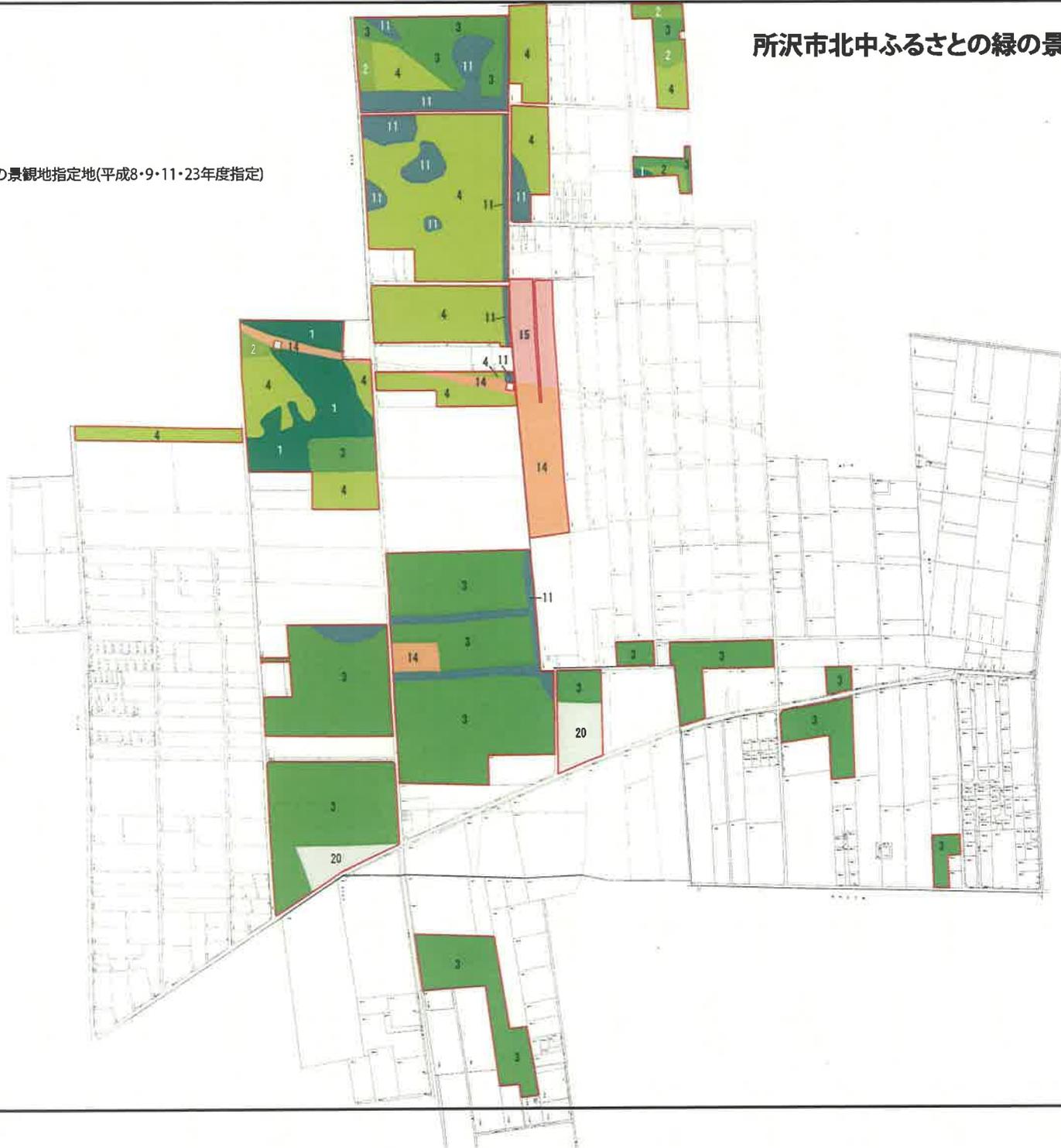
- ・ **普及啓発（再掲）**

景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、市民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

# 所沢市北中ふるさとの緑の景観地区区域図



...ふるさとの緑の景観地指定地(平成8・9・11・23年度指定)



## 植生図凡例

### I. 植生区分

- 1 シラカシ群落
- 2 混交林
- コナラ群落
- クヌギ-コナラ群落
- 11 スギ・ヒノキ植林
- 陽性低木林
- サクラ等植林

### II. その他土地利用

- 20 宅地・工場地・道路等